

報告第6号

専決処分の報告について

損害賠償請求事件に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成28年9月2日提出

米原市長 平尾道雄

提案理由

損害賠償請求事件に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて、平成28年7月26日に専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により、報告するものである。

## 専決処分書

損害賠償請求事件に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

1 相手方 滋賀県米原市

米原市個人情報保護条例第3条および第9条の規定により、住所と番地および氏名は掲載しておりません。

2 事件名 公用車対物事故

3 事件の概要

平成28年6月22日午後2時50分頃、米原市長岡地先交差点において、職員が運転する公用車が、相手方の管理する河川転落防止柵と接触し、河川転落防止柵を破損させた。

4 損害賠償の額

金124,200円とする。

平成28年7月26日

米原市長 平尾道雄